

「墨田区こども条例」（案）に対するパブリック・コメント等の実施結果等について

1 パブリック・コメント等の実施概要及び結果

（1）公表資料

墨田区こども条例（案）の本文

※子ども向けの簡易版を作成のうえ公開し、パブリック・コメントと同時に子どもの意見聴取を実施した。

（2）意見募集期間

令和6年12月5日（木）から令和7年1月8日（水）まで

（3）意見募集の周知及び公表方法

ア 実施の周知

- ・区のお知らせ 令和6年12月11日号
- ・区公式ウェブサイト 令和6年12月5日から令和7年1月8日まで
- ・区公式SNS（LINE・X（旧ツイッター）・フェイスブック）
- ・区立小・中学校（35校）におけるポスター掲示
- ・区内高等学校等（9校）におけるポスター掲示
- ・区内保育施設（128施設）におけるポスター掲示
- ・区内児童館（12館・分館を含む。）におけるポスター掲示
- ・区内施設（20施設）におけるポスター掲示 等

イ 公表資料の閲覧方法

- ・区公式ウェブサイト
- ・区民情報コーナー
- ・子ども・子育て支援部子育て支援課 窓口
- ・すみだ保健子育て総合センター内子育て支援総合センター 窓口
- ・教育委員会事務局地域教育支援課 窓口

（4）意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、電子申請（Logo フォーム）又は持参

（5）意見提出先

子ども・子育て支援部子育て支援課

（6）意見募集の結果

ア パブリック・コメント

意見者数：20人、意見数：28件

イ 子どもの意見聴取

意見者数：3人、意見数：3件

2 パブリック・コメント等の意見概要と区の考え方

(1) パブリック・コメント

	提出された意見の要旨	区の考え方
1	こども条例と名打つ以上、国連の子ども権利条約が前提として位置付いているのかと思いますが、その記述がないようなので、どのように位置付くかの疑問です。	本条例の前文にあるように、本条例は、こども基本法の精神にのっとり制定するものです。こども基本法は、子どもの権利条約の精神にのっとり制定されています。
2	第2条で子どもの定義を「心身の発達の過程にある人」と定めています。このことは、一律に年齢で区切るのではなく子ども個人の発達段階で判断するというものなのでしょうか。それとも規定はせずとも、具体的に一定の年齢を想定しているのでしょうか。 (他同様の意見2件)	こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要な支援が途切れるこのないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」と定義しています。本条文は、こども基本法の考え方を反映しています。
3	第3条に「全てのこどもについて」とありますが、「全てのこどもが」という表記は如何でしょうか。	こども基本法の表現に準じた表記としていますので、原案どおりとします。
4	第3条「全てのこども」とありますが、区の条例でこの考え方に対応しない項目が存在する場合は、この条例に沿って改定するのでしょうか。	本条例の制定に当たっては、他の条例との整合を図っています。
5	第3条(3)などに、子どもの権利条約13条などに定められた表現の自由・知る権利に関する表現を織り込むべきである。	本条例は、子どもの権利条約の精神にのっとり制定したこども基本法を踏まえたものですので、子どもの権利条約との整合を図っているものと考えています。
6	基本理念が感覚的、抽象的で終わることが無いようにしてください。 「笑顔あふれる、子どもの最善の利益を優先する」という子どもの人権を守るためにも、あらゆる分野、多様な環境の整備、向上をしっかりと位置づけてください。 子どものみならず、大人も含めて個々が生きやすい環境の整備こそが人権保障と考えます。	基本理念が感覚的、抽象的で終わることがないよう、本条例では、区の責務を明記し、こども、保護者、区民等への支援の方針を掲げています。 具体的な施策については、墨田区こども計画において定め、必要な支援を行うとともに、子育て環境の整備に努めています。
7	条例案第4条(1)に「家庭環境、経済的な状況、障害、性別、性自認、年齢、	本条例の条文は、なるべく子どもに分かりやすい表現を使用しています。

	<p>国籍、人種、民族、文化などによって差別を受けないこと」とありますが、性自認をとりわけ記載する理由はなんですか。日本国憲法14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と同程度の文言で十分ではないでしょうか。</p>	<p>当該箇所については、こども基本法に基づき策定されたこども大綱の表現を参考に例示した箇所ですが、あらゆる差別は許されないことを明確にするため、「(中略)文化などのあらゆることによつて差別を受けないこと。」に修正します。</p>
8	<p>第4条（1）ウにおいて、こどもの守られる権利として、「こどもであるということや家庭環境、経済的な状況、障害（中略）などによって差別を受けないこと」とあり、具体的な事例をいくつか挙げているが、墨田区議会で、2018年に「見た目問題」に関する陳情を採択した上で、国に施策を求める意見書を全国に先駆け提出するとともに、その後改定した墨田区人権啓発基本計画に「外見に特徴的な目立つ症状のある人の人権問題」として盛り込んでいます。</p> <p>こうした経緯を踏まえ、見た目問題についても他の項目と同列に扱い、条例に盛り込むべきではないでしょうか。</p>	<p>「見た目問題」については、御指摘のとおり、平成30年に陳情が区議会で採択された経緯があります。区では、様々なある人権課題の一つとして捉え、墨田区人権啓発基本計画において、「外見に特徴的な目立つ症状のある人の人権問題」として、正しい知識と理解のための啓発を行っています。</p> <p>当該箇所については、こども大綱の表現を参考に例示した箇所ですが、「見た目問題」も含めてあらゆる差別は許されないことを明確にするため、「(中略)文化などのあらゆることによつて差別を受けないこと。」に修正します。</p>
9	<p>第5条の2 保護者の役割において、「愛されて育つことができる環境を整え」というのはどういうことでしょうか。（他同様の意見1件）</p>	<p>第5条は、保護者の役割を明示した条文です。</p> <p>第5条第2項は、第4条（3）愛される権利が守られるよう、保護者としての役割を規定したものです。</p>
10	<p>第7条「育ち学ぶ施設」が主語で、述語が「努めるものとします」「支援を行うものとします」となっていますが、育ち学ぶ施設の定義からすると、施設が努める、支援を行うのは若干違和感があります。「育ち学ぶ施設」は「育ち学ぶ施設（の設置者）（運営者）」と解してよいのでしょうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第7条の「育ち学ぶ施設」を「育ち学ぶ施設の関係者」に修正します。</p> <p>「関係者」とは、設置者、管理者、職員等（正規、非正規、アルバイト、パート等の雇用形態を問わず、現に運営に従事する人をいう。）をいいます。また、第3項について、「育ち学ぶ施設の関係者は、一人ひとりの個性を尊重するよう努</p>

		めるものとします。」に修正します。
11	<p>第13条について、次のとおり修正を提案します。</p> <p>【原案】区は、こどもが自分の意見を表明しやすい…</p> <p>【修正案】区は、こどもが保護者の意向や圧力などを受けず自らが自分の意見を表明しやすい場所（施設等）および環境づくりを整備し、</p> <p>※子は、同居親の意向を受けやすい（阻害されやすい）、精神特性があります。</p>	御指摘の点を含めて、広く意見を表明しやすい環境を整えていくという趣旨で規定していますので、原案どおりとします。
12	<p>第17条について、次のとおり修正を提案します。</p> <p>【原案】必要な財政上の措置を行う</p> <p>【修正案】必要な財政上の費用を確保することに努める…</p> <p>現在の単独親権制度が、少子化問題の一旦を担っていることは明白な事実であり、子どもたちの明るい未来に向けての急迫な社会的な問題であり、区における予算の確保は急務と考えます。</p>	「財政上の措置」とは、子ども・子育て支援に関する予算の確保のことであり、御提案と同様の趣旨です。また、区の他の条例と表記を合わせていますので、原案どおりとします。
13	<p>子どもの人権を守るとても良い条例だと思います。ただ、具体例がない上、18条にある区長の一存で全てが決まるようなシステムに疑問と懸念があります。</p> <p>せっかく条例で決まったことも、結局は成し遂げられないのではと危惧を感じました。子どもの人権と言いますが、人権教育はちゃんとして頂けるのでしょうか。道徳や社会を学ぶ機会を設けると記載はありますがその前に学ぶべきことがあるのではないかでしょうか。条例を作りました、だけで終わりそうな予感があり、一向に改善されない状況でもヨシとされるのではと懸念してしまいます。</p>	具体的な施策は、第16条に規定する推進計画（墨田区こども計画）において明記します。また、第18条（委任）については、この条例に定めるもののほか、必要なことを区長が定めることを規定したものであり、区長の一存で全てを決めるものではありません。
14	東京都の類似の条例との違いを明確にしてください。また、東京都の条例が上位概念という認識で良いのですか。	東京都こども基本条例と墨田区こども条例は、その目的が異なります。また、東京都こども基本条例と、墨田区こども

		条例との間には、優劣関係はありません。
15	<p>実務において子どもの権利侵害が頻発している中で、この条例はパフォーマンスに過ぎないので必要ありません。東京都の条例に従えば十分です。区役所職員一人ひとりが倫理的、社会的に公益のために変わらなければ形骸化した条例になることは目に見えます。条例が禁止行為と罰則を設けて責任を果たすものであればまだ意味があるでしょう。</p> <p>(他同様の意見1件)</p>	<p>本条例は、「子どもの権利を守るため、その基本となる考え方を墨田区全体で共有し、「子どもまんなかすみだ」の実現を図ること」を目的として制定するものです。</p> <p>形骸化した条例とならないよう、区の責務を明記し、子ども、保護者、区民等への支援の方針を掲げています。</p> <p>なお、本条例の目的に鑑み、区民の方等を対象にした罰則等は設けません。</p>
16	<p>路上や、駐車場などの私有地でタバコを吸っている方々をよく見かけますが、子どもや妊婦の方の健康に害が及ぶことを非常に危惧しています。</p> <p>罰則や取り締まりの強化、一般道路に面した私有地での喫煙の禁止など、対策を要望します。また、錦糸町駅の周りの屋外喫煙所2箇所について、どちらも扉のない喫煙所のため、近くを通るだけで匂いや煙で非常に不愉快です。喫煙所の撤去、扉を二重にする、入り組んだ出入り口にするなど、喫煙しない方が錦糸町駅を使うときの配慮について検討してください。</p>	<p>路上喫煙等の防止に関する条例として、区では、「墨田区路上喫煙等禁止条例」を制定しています。罰則、取り締まりの強化の要望については、今後検討させていただきます。</p> <p>私有地での喫煙について、「墨田区路上喫煙等禁止条例」では制限を設けていませんが、健康増進法では、望まない受動喫煙を生じさせることができないよう、周囲の状況へ配慮することが義務となっています。特定の私有地（駐車場等）に関する意見があった際は、区からその私有地の管理会社へ受動喫煙対策の協力を依頼する、啓発ポスターを設置するなどの対策を講じています。また、錦糸町駅前の喫煙所について、公衆喫煙所を設けている目的の一つは、吸い殻等の散乱防止による街の美化の促進です。仮に喫煙所を撤廃した場合、路上喫煙、ポイ捨てが増加するおそれがあると考えています。</p> <p>なお、令和3年には区に寄せられた御意見をもとに、パーテーションの高さをより高くし、煙返しを設置することで、煙を外部に漏れにくくする改修工事を行いました。今後も、喫煙者の方も非喫煙者の方も快適に過ごせるまちを目指してまいります。</p>

17	「共同親権」が施行される背景を組み入れ、子どもの権利を具体的に明記する必要があると考えます。このことを踏まえ、「共同親権」記載の条文等の内容を反映すべきと考えます。	共同親権については、民法の施行が2026年中を予定していることから、現時点で本条例にその内容を反映することは難しいと考えます。今後研究していきます。
18	何故当たり前の事が条例化されるのか。弱者に対して酷い事をするのか。優しさの欠如、譲り合い、周りの人に対して気を使わず自分だけ良ければ良い大人が増えている表れなのかと残念な気持ちになります。	本条例の目的は、「子どもの権利を守るために、その基本となる考え方を区全体で共有し、子どもにとって最も良いことは何かを考え、行動することで、「子どもの最善の利益を優先するまちすみだ」を実現すること」です。本条例制定後、広く区民に周知していきます。
19	今後、地域の見守りが益々重要になります。子どもに限らず、多世代で交流する場や機会を増やし、少なくなっている子どもの応援を高齢者がお手伝いしながら、見守りも兼ねられると良いのではないか、と思います。	地域の見守り、多世代交流の場の機会の確保に関する、貴重な御意見をありがとうございます。
20	子どもたちの声が何時でも届けられる窓口を作り、区政に反映出来るようにしてください。	本条例の趣旨に基づき、子どもたちの声を広く聴く仕組みづくりを推進していきます。
21	全体が「ですます」調で、一定の年齢に達した子どもにも分かるようにとの配慮がうかがえます。各条の見出しも分かりやすい表現となっています。	御意見ありがとうございます。
22	日本国憲法第三章（国民の権利及び義務）の各条がある上で、この条例が必要な理由はなんですか。策定することで誰のどんな問題が解決されるのか、この条例がないと誰がどう困るのか、教えてください。	本条例は、憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり制定した子ども基本法を踏まえたものです。 条文では、本区の子どもの声を反映した「子どもの大切な権利」を明示とともに、区の責務や、保護者・区民などの役割を明記しています。これらを区全体で共有することで、「笑顔あふれる子どもの最善の利益を優先するまちすみだ」を実現することを目的として、制定するものです。
23	受動喫煙のリスクの軽減、重たい荷物を持たずにすむ対策（小学校の荷物見直	第4条子どもの大切な権利は、本区の子どもの声を反映した権利を明記してい

	し等)、通園・通学バスなどの運営、心身の健やかな成長を育むための公園や施設の設置などを念頭に置いた「健康・安全に育つ権利」のようなものを設定してください。	ます。 受動喫煙のリスクの軽減、重たい荷物を持たずに対応する対策などの「健康・安全に育つ権利」については、具体的な施策として「墨田区こども計画」の中で検討し、子育て環境の整備に努めていきます。
24	発達に特性のある子どもや家族に対する配慮や共生社会になっていることを見据えた内容にしてほしい。	本条例は、第3条基本理念に記載のとおり、全てのこどもを対象としています。本条例第16条に基づき策定する「墨田区こども計画」では、基本方針の一つとして、「配慮が必要なこどもや家庭への支援の強化」を掲げており、様々な具体的な施策を推進していきます。

(2) 子どもの意見聴取

	提出された意見の要旨	区の考え方
1	第3条、4条で教育を受ける機会について「公平に」と書いてあります。憲法などでは「ひとしく」となっていますが、「平等」ではなく「公平」としているのは何か理由があるのですか。	憲法では、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」とあり、こども基本法においても、第3条において、「教育基本法の精神にのっとり教育を受ける権利が等しく与えられること」と規定されています。 憲法及び法令の趣旨との整合を図るために「公平」を「平等」に修正します。
2	夏休みに必ずやらなくてはならないコンクールの宿題が出されたため、時間がかかり、他のコンクールに応募できませんでした。自由研究やそれ以外のコンクールを自分で選択できるようにしてください。	いただいた御意見については真摯に受け止めています。こどもたちが主体的に課題に取り組むことは大切なことと考えていますので、課題の出し方や内容について、学校と検討していきます。
3	中学校教員です。中学1年生の授業で、墨田区こども条例に関する意見をまとめましたので、抜粋して提出します。 【賛成意見】 ○墨田区の子どもたちの自由や人権を大切にし、将来まで見越して考えられています。	【賛成意見】 御意見ありがとうございます。 【改善意見】 改善意見については、第9条のこどもへの支援の方針に記載のとおり、必要な支援を行っていきます。 具体的な施策については、「墨田区こど

<p>○愛される権利、守られる権利があれば、自分を認めてくれる人がいたり、守ってくれる人がいたり安心する。</p> <p>○子どもは全員学ぶことができるという意見に賛成です。子どもは学校に行って勉強しないと将来何もできないし、安定した仕事に就けない可能性があるからです。</p> <p>【改善意見】</p> <p>○条例の説得力をあげるために、子どもたちが守られる環境や施設を作るなどの改善案を条例内に記載してほしい。</p> <p>○権利の内容は良いが、子どもが自由に楽しく暮らせる環境ではないので、遊ぶ施設やコンビニなどを増やすことで環境を作ることをしたら良い。</p> <p>○街の街路樹やトイレなどの整備をして綺麗にしてほしい。</p> <p>○教師の負担を減らすこと。子どもや、親を支援すると親の負担は少なくなるが、しづ寄せで教師の負担が多くなる。</p> <p>【提案・アイデア意見】</p> <p>○ボール遊びなどが制限されているから、自由に遊べて近隣の人に迷惑のかからない広い公園があつたら良い。また、ボール遊びができる公園を作ることで子どもの安全を守ることができるし、子どもが外で遊ぶことが増えると思いました。</p> <p>○学生が行きやすく、全体的に安い施設を建ててほしいです。</p>	<p>も計画」において検討していきます。</p> <p>【提案・アイデア意見】</p> <p>区内の公園などでは、現在、ボール遊びができる広場が9か所あります。また、今年3月には、ボール遊び広場が2か所完成します。皆さんにもっと遊んでもらえるように、これからもボール遊び広場を増やしていきます。</p> <p>中学生が行きやすい場所の一つとして、区内に11か所の児童館があり、体育室や図書室などを無料で利用することができます（東向島児童館分館は小学生以下が対象です。）。年末年始と月1回の館内整理日を除いて、原則毎日開館し、中高生専用の時間を設ける等、中高生が来館しやすい・過ごしやすい環境の整備に努めています。ぜひお気軽に近くの児童館を御利用ください。</p>
--	--